



第1章 予防計画の基本事項

1 予防計画策定の趣旨

- ・新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、令和4年12月に公布された改正感染症法により、保健所設置市においても国が定める基本指針及び都道府県が改定する予防計画に即して予防計画を策定することとされた。
- ・甲府市の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項を定め、感染症対策のより一層の充実を図る。

2 予防計画の位置づけ及び他計画等との整合

・国の基本指針及び山梨県感染症予防計画に即して策定。 ・行動計画(特措法)、健康危機対処計画(地域保健法)等と整合性を図る。	根拠法令	国	山梨県	甲府市	甲府市保健所
	特措法	政府行動計画	行動計画	行動計画	整合性
	感染症法	基本指針	予防計画	予防計画	整合性
	地域保健法	基本指針		健康危機対処計画	整合性

3 予防計画の期間

・令和6年度から11年度（6年間）

4 予防計画の策定・推進・評価・見直し

- 計画の策定体制
 - ・医療、福祉分野等の関係者、有識者で構成する甲府市感染症対策連携会議で意見を聴取。
 - ・パブリックコメントにより市民の意見を反映。
 - ・山梨県感染症対策連携協議会において協議するとともに、県との調整を適宜実施。
- 計画の推進
 - ・甲府市感染症対策連携会議で意見聴取し年度計画を作成。計画に基づき施策の実施を推進。
- 計画の評価・見直し
 - ・毎年度、進捗状況を評価するとともに、感染症の発生状況等に的確に対応する必要があるため、国の基本指針及び県予防計画が変更された場合は、再検討を加え必要に応じて見直し。

5 感染症対策の推進の基本的な方向

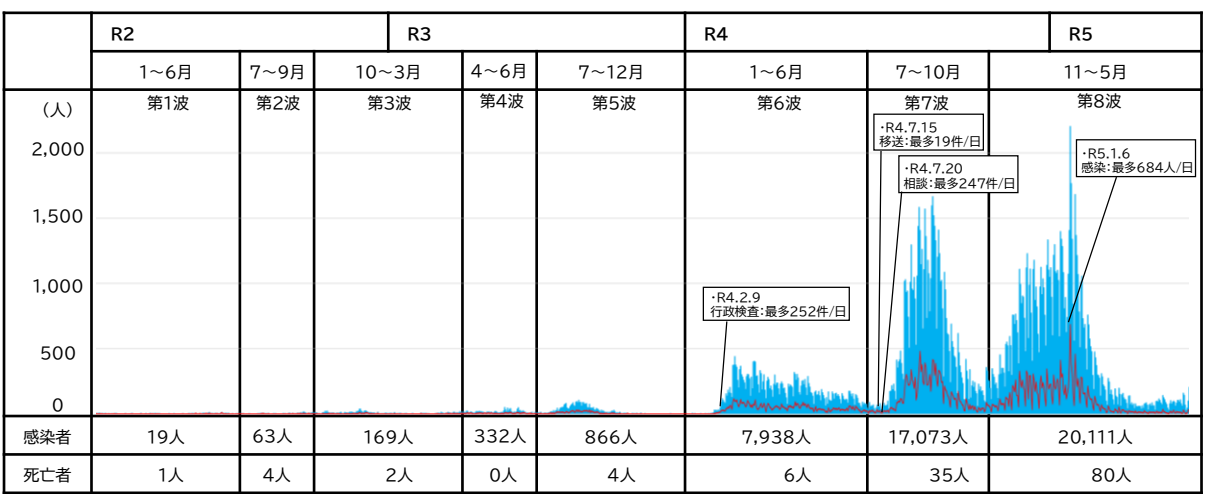
- 事前対応型行政の構築**
 - ・事後対応だけでなく、感染症の発生の予防及びまん延の防止に重点を置いた事前対応の施策を推進。
 - ・市連携会議や県連携協議会における取組状況等の報告等により、PDCAサイクルに基づく改善を図る。
- 市民一人ひとりへの感染症の予防及び治療に重点を置いた対策**
 - ・感染症の予防及び治療に必要な情報を市民へ積極的に公表。
 - ・予防及び良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防を推進。
- 人権の尊重**
 - ・感染症の予防と患者等の人権の尊重の両立を基本とする。
 - ・差別や偏見の解消のため、あらゆる機会を通じて感染症に関する正しい知識の普及啓発を行う。
- 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応**
 - ・発生状況等の的確な把握に向けた、感染症の病原体の検査を含めた感染症発生動向調査の実施。
 - ・関係機関との連携及び関連計画との整合性を図り体制を構築。
- 各主体の役割の明確化**
 - ・市：地域の特性に配慮しながら施策を実施、感染症対策に必要な基盤整備
 - ・市民：正しい知識を持つ、予防に必要な注意を払うよう努める、人権の尊重
 - ・医師等：施策への協力、良質かつ適切な医療の提供
 - ・獣医師等：施策への協力、感染症の予防に関する知識及び技術の習得、動物等の適切な管理
- 予防接種**
 - ・ワクチンの有効性及び安全性の評価に留意し、ワクチンに関する正しい知識の普及を進める。

6 数値目標（詳細は第3章に記載）

第2章 新型コロナウイルス感染症の対応における課題

1 感染者の発生状況（令和5年5月8日の五類移行以前）

- ・令和2年3月6日に県内で、4月6日には市内で初の患者の発生を確認。
- ・流行の波は、到来するごとに拡大し、令和5年1月6日に1日当たり最多の684人の患者を確認。



2 主な課題

- 感染拡大に応じた相談体制の整備
 - ・県内発生初期及び感染拡大時に相談が急増し、対応人員や電話回線等が不足。
- 検査体制の整備
 - ・検査需要の増加に備えた検査体制(検査機関、検体搬入人員等)の整備及び事務処理人員の確保。
- 患者の移送体制の確保
 - ・感染拡大に伴う移送需要の増加に備えた移送体制の確保。
 - ・消防や民間事業者などと連携し、多くの移送需要や患者の状態に応じた安全な移送体制の確保。
- 療養者への支援の充実
 - ・自宅療養者が増加し、健康観察を行う看護職が不足。
 - ・感染後にサービスを受けることが困難になる事例が発生。
 - ・サービスを切れ目なく受けることができる体制づくりが必要。
- クラスタ発生時の対応の強化
 - ・施設職員に感染が拡がりサービス継続が危ぶまれる事態が起きた。
 - ・クラスター対応を行う保健所職員が不足。
- 保健所の体制強化
 - ・急速な感染拡大に伴い業務量が増大し業務がひっ迫。
 - ・初期の段階から人員体制の確保や業務委託に向けた準備。
- ワクチン接種体制の整備
 - ・医療スタッフの確保など集団接種における体制の整備。
 - ・効果的な周知方法の検討。
- 正しい情報の収集・発信及び個人情報保護や人権尊重への配慮
 - ・市民の不安軽減やまん延予防のため普及啓発等が重要。
 - ・公表により感染者等への誹謗中傷・風評被害が発生。



甲府市感染症予防計画 概要版

令和6年3月策定

第3章 新興感染症に関する取組

○: 平時から取り組む項目 ●: 有事に取り組む項目 ◇: 県予防計画に即した項目 ★: 甲府市独自の項目 (): 計画における該当項目

1 感染症の発生の予防のための施策に関する事項

- 基本的な考え方
 - 感染症発生動向調査を中心とし、食品衛生部門、環境衛生部門及び関係機関等と連携を図り感染症予防のための施策を実施。(一の(2))
- 感染症発生動向調査
 - 現場の医師に調査の重要性と感染の拡大防止のため迅速に対応する必要があることへの理解を求め、医師の届出が遅滞なく適切に行われるよう徹底を図る。(二の(1))
- 関係機関及び関係団体との連携
 - 感染症の予防を効果的かつ効率的に進めていくため、連携会議の場を活用しつつ関係機関及び関係団体等と連携。(六)

2 感染症のまん延防止のための施策に関する事項

- 予防接種
 - 緊急の必要があり、国又は県から予防接種法第6条の規定による指示があった場合は臨時の予防接種を実施。また、必要に応じ集団接種会場の設置を検討。(一の(7))
- 社会福祉施設等でのまん延防止への支援
 - ★集団指導及び、要請に応じて行う出前講座等を実施。(一の(8))
 - ★感染対策に関するマニュアルの見直しやアクションカードの作成等を支援。(一の(10))
- 積極的疫学調査
 - ★患者が増加した場合は、円滑な調査を行うため、国や県の動向も踏まえながら調査の簡素化について検討。(五の(5))

3 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項

- 情報の収集及び調査
 - 保健所は地域における感染症対策の中核的機関であることから、市内における総合的な感染症の情報の発信拠点としての役割を果たすよう努める。(二の(1))
 - ★感染症指定医療機関以外の医師が発生届を行う場合は、電磁的方法による届出を活用するよう周知。(二の(4))

4 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

- 流行に備えた円滑な検査体制の確保
 - 県と連携し民間検査機関又は医療機関との検査措置協定の締結を進める。(二の(2))
 - ★簡易検査キットの流通が開始した際には、各施設等で感染対策に活用できるように努める。(二の(3))

<数値目標>
新興感染症発生時におけるPCR検査の実施能力の目標

項目	目標値	
	流行初期 (発生公表後1か月以内)	流行初期経過後 (発生公表後6か月以内)
PCR検査数(山梨県衛生環境研究所・民間検査機関等)	50 件/日	641 件/日

第4章 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

1 施設内感染の防止

・病院、診療所、社会福祉施設等における感染症の発生又はまん延の防止のため、施設内感染に関する情報を適切に提供。(一)

2 災害防疫

・災害時は生活環境が悪化し、被災者の病原体への抵抗力が低下するため、医療救護所の設置、防疫活動、保健活動等を実施。

- 市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある様々な感染症の発生及びまん延に備えるため、①～⑪の取り組みを推進。
- 新興感染症への対応に係る数値目標について、国が策定する基本指針に基づき、④、⑨、⑩のとおり設定。

5 感染症の患者移送の体制の確保に関する事項

- 必要な車両の確保、民間移送機関や民間救急等への委託などにより、移送患者の状態に応じた移送体制を確保。(二の(2))
- 移送患者の状態に応じた移送体制の確保については、救急搬送体制の確保の観点にも十分留意して甲府地区広域行政事務組合消防本部と役割分担を協議。(二の(3))
- 関係者を含めた移送訓練や演習等を定期的に計画し実施。(二の(4))

6 宿泊施設の確保に関する事項

- ◇県が確保する宿泊療養施設において、安全で安心な宿泊環境を提供できるよう施設の運営に協力。(一)

7 外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項

- 健康観察及び療養生活の支援
 - 体調悪化時等に、適切な医療に繋げることができる健康観察の体制を整備。また生活上の支援を行う。(一)
 - 健康観察を行う人員を確保。民間事業者へ委託等も行う。(二の(1))
 - 生活必需品等を提供できる体制を民間業者への委託等により確保。(二の(2))
- 切れ目ない支援
 - 社会福祉施設等において、施設内療養が開始されたときは、感染症の専門人材を活用し、必要に応じてゾーニング等の助言を行う。(二の(4))
 - ★介護・障害福祉サービス事業所等のサービスが継続されるよう、事業所に対し研修会を実施。また、随時感染症に関する予防策や情報を提供。(二の(5))

8 感染症に関する知識の普及及び感染症の患者等の人権の尊重に関する事項

- 適切な情報の公表及び正しい知識の普及を行うとともに、感染症のまん延の防止のための措置を行うに当たっては人権を尊重。(一)
- 相談機能等市民に身近なサービス及び感染症に関する情報提供、相談等のリスクコミュニケーションの充実を図る。(二)

9 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

- 市における人材の養成及び資質の向上
 - 保健所の職員等に対する研修を充実。IHEAT要員の確保。(二の(1))

<数値目標>
職員等の研修・訓練回数の目標

項目	目標値
保健所の感染症有事体制初期の職員等を対象とした研修・訓練回数	全対象者が年1回以上

- 医療機関における人材の養成及び資質の向上
 - 新興感染症の発生を想定した研修・訓練に市立甲府病院の医療従事者が参加するようにし、医療体制の強化を図る。(三)

10 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項

- 健康危機発生時に備えた平時からの体制整備
 - 業務の外部委託や県による一元的な実施、ICTの活用などを通じた業務の効率化。IHEAT要員や全庁からの応援等による人員体制と受入体制の整備。(二の(2))
 - ◇職員(リエゾン)を県に派遣し、県との情報共有を緊密に行う。(二の(4))

<数値目標>
保健所の感染症対応業務を行う人員確保数、IHEAT要員の確保数の目標

項目	目標値
流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数	一日当たり 89 人
IHEAT研修を受講した即応可能なIHEAT要員の確保数	8 人

※IHEAT:感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み。

- 関係機関等との連携
 - ◇県と市の感染症対策に従事する職員間でも十分な意思疎通を図り連携を強化。(三)

11 緊急時における施策に関する事項

- 情報提供
 - 市民に感染予防等を講じる上で有益な情報を、パニック防止という観点も考慮しつつ、理解しやすい内容で提供。(五)

3 動物由来感染症対策

・病原体を媒介するおそれのある動物に対する対策や、動物取扱業者への指導、獣医師との連携等が必要であるため、動物に関する施策を担当する部門と連携をとり対策を講じる。(四)

4 外国人に対する適用

・ICTの活用などにより、外国人への対応を円滑に行うよう努める。

5 薬剤耐性対策

・薬剤耐性の対策及び抗菌薬の適正使用に向け、必要な情報を提供。

6 特定感染症予防指針に定められた疾患への対応

・特定感染症予防指針に係る下記の感染症※について、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策を推進。

※結核、蚊媒介感染症、性感染症・後天性免疫不全症候群、麻しん・風しん、季節性インフルエンザ